

税制上の優遇措置

学校法人大牟田学園は、福岡県より寄付金募集について「**特定公益増進法人**」および「**租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人**」であることの証明書交付を受けております。

ご寄付をいただきました金額は、以下の基準により税制上の優遇措置を受けることができます。

※「特定公益増進法人」とは、公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして認定を受けたものです。

※「租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人」とは、文部科学省が定める要件を満たす学校法人として認定を受けたものです。

◆ 個人の皆様からのご寄付の場合

1. 所得税の寄付金控除

- ・ 寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、確定申告により優遇措置を受けることができます。
- ・ 寄付金控除には、下記 ①「**所得控除**」と ②「**税額控除**」の2つの制度があります。
確定申告の際、寄付者ご自身において、どちらか有利な制度をご選択ください。
- ・ 控除額は、個人の所得、税率、寄付金額などの条件によって異なりますので、詳細につきましては所轄の税務署にお問い合わせください。

① 所得控除制度の計算方法 課税所得金額から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}$$

- ・ 控除対象となる寄付金額は、年間所得金額の40%に相当する額が限度額になります。
- ・ 計算方法で出た控除額が、寄付者の所得金額から控除され、所得控除を行った後に、課税所得に応じた所得税率を乗じて所得税額が算出されます。 なお、所得税率は寄付者の年間の所得金額によって異なります。
- ・ 所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

② 税額控除制度の計算方法 所得税額から控除されます。(年間の所得税額から直接控除)

$$\text{所得税控除額} = (\text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$$

- ・ 控除対象となる寄付金額は、年間所得金額の40%に相当する額が限度額になります。
- ・ 計算方法で出た控除額が、所得税額から直接控除されます。ただし、寄付金控除額は、その年の所得税額の25%相当額が限度になります。
- ・ 寄付者の所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において①の所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

2. 個人住民税の寄付金控除(個人都道府県民税・個人市区町村民税)

地方自治体が条例指定している場合は、個人住民税についても寄付金控除が適用されます。

大牟田学園への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

また、所得税の確定申告を行わない方は、お住まいの市区町村へ住民税の申告を行っていただくことで、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。なお、個人住民税の寄付金税額控除は全国一律ではありません。控除の対象など、最新の情報や詳細につきましては、住民税を納税される住所地(寄付を行った翌年の1月1日の住所地)の都道府県または市区町村の住民税担当にお問い合わせください。

大牟田学園は、福岡県および大牟田市から条例指定を受けています。

個人住民税の寄付金税額控除の控除額の計算方法

- ① 都道府県民税の控除額 = (寄付金額 - 2,000 円) × 4% (※指定都市在住の方は2%)
- ② 市区町村民税の控除額 = (寄付金額 - 2,000 円) × 6% (※指定都市在住の方は8%)

・学校法人大牟田学園への寄付金を、寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の控除の適用を受けることができます。

・控除対象となる寄付金額は、当該年分の総所得金額等の30%が上限となります。

・都道府県と市区町村の双方が条例で指定しているときは最大10%となります。

※指定都市（福岡市、北九州市、熊本市等）在住の方の控除率が異なります。

3. 税制上の優遇措置を受けるための手続き(確定申告など)

- ① 所得税の寄付金の所得控除または税額控除と、個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受けるためには、寄付金を支出いただいた翌年の確定申告期間に、所轄税務署に所得税の確定申告を行ってください。
- ② 確定申告をされた方の所得税にかかる控除は、寄付を行った年の所得金額または税額から控除されます。また、個人住民税は、寄付を行った翌年度の個人住民税の寄付金税額控除の措置を受けることができます。
- ③ 確定申告を行わず個人住民税の寄付金控除のみを受けることもできます。詳細につきましては、寄付を行った翌年の1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- ④ 申告時に必要になります次の書類を、寄付金のご入金を確認後、本学園より送付いたします。
申告まで大切に保管していただきますようお願いいたします。

(1) 「寄付金領収書」

(2) 「特定公益増進法人であることの証明書 写し」・「租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人であることの証明書 写し」

◆ 会社等法人の皆様からのご寄付の場合

特定寄付金(寄付金の一定限度額までに損金算入できる特定公益増進法人に対する寄付金)

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、以下の計算方法により、特別損金算入限度額までが損金に算入することができます。

特定寄付金における法人の損金算入限度額の計算方法

$$\text{損金算入限度額} = (\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/2$$

①資本基準額 = 資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立金額) × 事業年度月数 ÷ 12 月 × 3.75(注※1) / 1,000
(注※1)平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 2.5 となります。

②所得基準額 = 当該事業年の所得金額 × 6.25(注※2) / 100
(注※2)平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 5.0 となります。

・寄付金のご入金を確認後、本学園より次の書類を送付いたします。

- (1)「寄付金領収書」 (2)「特定公益増進法人であることの証明書 写し」

- ◎ 税制上の優遇措置制度の最新情報、詳細につきましては、国税庁ホームページ、タックスアンサーまたは、文部科学省ホームページ、総務省ホームページ、お住まいの都道府県・市区町村のホームページをご確認ください。